○財務省令第二十一号

たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）第五条第三項第二号の規定に基づき、たばこ税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日　財務大臣　鈴木　俊一

たばこ税法施行規則の一部を改正する省令

たばこ税法施行規則（昭和六十年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

三　試験検査の用に供される製造たばこで当該製造たばこ製造者が自己の製造たばこの製造場へ引き取るためのもの　当該製造たばこの製造場

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○財務省令第二十二号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の四第一項の規定に基づき、国税通則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日　財務大臣　鈴木　俊一

国税通則法施行規則の一部を改正する省令

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七第一項中「第十七号の二」を「第十七号の三」に改める。

附　則

この省令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の施行の日から施行する。

○財務省令第二十三号

国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）第七十条の規定に基づき、国税徴収法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日　財務大臣　鈴木　俊一

国税徴収法施行規則の一部を改正する省令

国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条第三項中「第五十一条」を「第五十条」に改める。

附　則

この省令は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）附則第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○財務省令第二十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百五十一号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日　財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の五に次の一項を加える。

3　国税庁長官は、別表第二㈠及び別表第二㈢から別表第二㈤までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさを当該各表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第三条の七に次の一項を加える。

2　国税庁長官は、前項の別表第三㈠及び別表第三㈢から別表第三㈧までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさを当該各表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第三条の十六に次の一項を加える。

2　国税庁長官は、前項の別表第三㈠及び別表第三㈢から別表第三㈩までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさを当該各表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第三条の十七第二項第一号中「特定公益信託」を「公益信託」に改め、同条第九項中「第七十八条第三項」を「第十一条第二項」に、「特定公益信託」を「公益信託」に、「名称及び所在地」を「氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地」に改め、同条第十三項中「第十九条の十の五第十二項第一号イ」を「第十九条の十の五第十四項第一号イ」に改める。